

## これまでの新たな社会的養育の在り方に関する検討会における主な御意見【未定稿】

＜「家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう」に関する定義とそのあり方＞

項目	御意見
○「家庭養護」の定義とそのあり方について	<p>＜第3回＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭養護や家庭的養護の定義について、国連ガイドラインの定義に沿って議論してはどうか。</li> <li>・ 「家庭養護」の要件については、「里親及びファミリーホーム養育指針」にある5つの「基本的な考え方（家庭の要件）」をたたき台にして具体的な要件を検討してはどうか。</li> <li>・ 子どもの発達にとっての家庭の役割をしっかりと議論する必要があるのではないか。</li> </ul> <p>＜第4回＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭のあり方が多様化する中で、何をもって当たり前の生活と捉えるのかは、養育観や家族観の違いがある。</li> <li>・ 子ども自身が家庭と思うかどうかが大事。子どもにとって自分が帰ってくる場所だと感じられるか。ずっと一緒にいてくれる人（心の中にいてくれる人）を得られる場所か。</li> <li>・ 子どもにとっての養育者の永続性をどれだけ担保するかや、生活をともにすることをどう担保するかで考えればよいのではないか。</li> <li>・ 一番大事な点は、子どもの愛着形成の発達上で何が必要か。安全基地としての機能を持つ家族というものをしっかりと考えていくことが前提。</li> </ul>
○ファミリーホーム	<p>＜第3回＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実態として、職員が通ってくるようなファミリーホームは施設ケアの一類型であり、「家庭における養育環境と同様の養育環境」ではなく、「家庭的環境」に含めるべきではないか。</li> <li>・ 生活の基盤が外にあってファミリーホームに通ってくるのは補助者。法人型でも自営型でも、ファミリーホームに生活基盤を有している主たる養育者は少なくとも1人はおり、主たる養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行うことが通知には書かれている。</li> </ul>

- 施設の指導員や保育士で小規模グループケアを実施しようとした施設を、ファミリーホームに誘導したという経緯がある。その過程で起こったことであれば、あらためて小規模グループケアとして整理する必要がある。

<第4回>

- ファミリーホームの職員としては、養育者と補助者がおり、養育者がファミリーホームに通うということは認められていない。現実に通っている場合があるのであれば、制度の運用の仕方や指導・監査の問題ではないか。
- ファミリーホームの養育者の要件として、施設での勤務経験があることがそのまま家庭養護の養育者として適当と捉えていいかは疑問。ファミリーホームの養育者の要件に、里親登録を義務づけることにより、家庭養育に固有の価値、知識、技術の修得が促進されるとともに、施設が運営するファミリーホームの養育者を通じて施設側の職員の里親に対する認識を深め、施設と里親の架け橋として施設自身が機能することが期待できる。この場合には、養育里親研修のうち施設実習は免除してもいいのではないか。
- ファミリーホームの法人型の中で、1人が居住していて補助者がつく場合、地域小規模児童養護施設の住み込み型と違いはないのではないか。
- ファミリーホームの法人型は、急ぎ里親制度を推進するという意図で作られたのではないか。
- ファミリーホームの法人型について人事異動があるかどうかも大事な点ではないか。
- 里親登録し、里親研修を受け、認定された者が聞くファミリーホームは家庭養育と呼んでいいではないか。
- ファミリーホームの法人型について、単身者は無理なのではないか。また、本体施設と同じ敷地、もしくは隣に住まわせて、食事のときには本体施設に行くような形態で実施するのは、ファミリーホームではない。
- 家庭型のファミリーホームについては里親登録を原則とした方がいいのではないか。
- 「家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合」とは、心身や行動上の問題があり、家庭環境では対応が困難と考えられた場合や児童が家庭環境への抵抗感が強く、当初里親等への委託が難しい場合、または、「家庭環境と同様の養育環境」が提供できない場合が考えられる。
- 夫婦が里親やファミリーホームだけを職業とする形態があってもよいのではないか。

- 夫婦が里親やファミリーホームだけをしている里親さんには、できるだけ困難な児童を受けてもらい、そこで家庭のケアを受けられるような形を作った方がよいのではないか。

<第5回>

- ファミリーホームについては、里親登録した養育者とすることが大事な視点ではないか。
- ファミリーホームの設置が施設を小規模化する際の条件になること自体がおかしい。
- 施設職員が独立してファミリーホームを開設することや、法人の職員のままでファミリーホームを開設することも選択肢として残していてもよいのではないか。施設のあり方として、里親ファミリーホームを支援する施設と、ソーシャルワーク機能を持った小規模施設のどちらを運営してもよく、一つの方向性に縛られない制度設計が重要。
- 今の児童養護施設のあり方を変えて、里親ファミリーホームを支援する形態に変わっていく施設もあると考えると、法人型を残した方がよいのではないか。
- 法人組織に属しながら、里親登録を原則として、法人からのバックアップを受けながらファミリーホームを運営する形態もあっていいのではないか。
- 独身で里親を長くやっていてファミリーホームを開設する希望のある方は何人もいる。
- 里親登録をし、まずは子どもの1人委託をうけて、それからファミリーホームへ転換する方がいいのではないか。

<第7回>

- 1人、2人の少人数の子どもを養育する里親が突然5人以上のファミリーホームになるときに里親としての養育経験だけでいいのか。
- 単純に里親登録だけでなく、専門里親研修くらいまでを求めるのか。登録の中身についても議論したほうがいいのではないか。

○定義のまとめ方

<第5回>

- 「一般の家族の機能」については、子どもの養育に関してかなり限定的に書いた方が良いのではないか。家族とはこうあるべきとミスリードされる可能性がある。また、「共有される価値がある」というと、家族は何か価値を共有していないといけないという理解のされ方になる恐れがある。

- ・ 「機能」を「養育環境としての機能」に直したほうがよいのではないか。
- ・ 「共有される価値がある」を独立させないという整理もあるのではないか。
- ・ 「社会的養護としての家庭同様の養育環境の機能」には、「発達が促されて、生活課題の修復が意図的に行われる場」ということも入れた方がよいのではないか。
- ・ 「社会的養護としての家庭同様の養育環境の機能」のうち「家庭同様の」という文言は要らないのではないか。
- ・ 情緒的な安定の回復などの文言のほうがよいのではないか。関係性の構築、発達の促進、生活課題の修復や解決という機能になるのではないか。
- ・ 家族には治療的機能があり、慰安的機能、問題解決機能も入れた方がよいのではないか。
- ・ 家族社会学のタルコット・パーソンズやバージェスなどの家族機能をベースに考えた方がよいのではないか。
- ・ 家族に限定せず、地域との関係やその他の機能を使いつつ回復していくという考え方のほうがよいのではないか。家族の機能を地域との関係でとらえるのが社会的養育の意味ではないか。安全が保たれていることと、開かれた家庭の必要性との両立をどう考えるか。
- ・ 子どもの養育について、何が原則的に大事かという観点で考え、具体的な条件や要件を具体的に広げていくほうがよいのではないか。
- ・ 子どもの養育に関して、情緒的で特定的な人間関係や生活の基盤、発育や発達の保障、情緒的な回復の場のくらいにシンプルにしたほうがよいのではないか。
- ・ 繼続的な人間関係、安定した人間関係が子どもの生活の基盤であること、心身の発達の保障について情緒的な安定性の回復の場ということぐらいに集約したほうがよいのではないか。
- ・ 要件として書かれているのは一定の養育環境であり、継続的な人間関係や生活基盤の共有というものは要件の中に含まれているおり、そういう環境が保障されることによって心身の発達や、癒しの機能というものが遂行されるということではないか。
- ・ 社会的養護の特性をきっちり位置づけたほうがよいのではないか。要件の中に組み込んでしまうと、特性が非常に見えづらくなるのではないか。
- ・ 社会的養育の養育環境の機能について、どこかできちっと書く必要があるのではないか。
- ・ 家庭的と家庭の違いを明確にする必要があるのではないか。家庭的でなく、家庭ならではの部分は、1つは継続的で特定な人間関係で、もう一つは、共有される生活体験のようなものではないか。

- ・機能として永続性を考えたときに、養子縁組の方向をきちんと打ち出すことが必要。
- ・子どもほっとする環境として何が必要かを整理し、「子どものニーズに合った適切なケアを提供できる」機能を整理してはどうか。
- ・項目の立て方として、社会的養育共通部分が最初にあって、家庭養育、家庭的養育の機能を並べるほうがわかりやすいのではないか。
- ・特別養子縁組、普通養子縁組、親族里親と書いていいかはよいのではないか。
- ・子どもはどうしてもらいたいと思っているのかを考えることを前面に出したほうがよい。
- ・適格性の判断は難しいかもしれないが、養子縁組前のカンファレンスや評価の段階で、この要件を満たせるような家庭に養子縁組されることをイメージできるように整理したい。
- ・法律に明示されており、ある程度、明確に家庭の機能も含めて示す必要があるのではないか。家庭という言葉を中心に求められる家庭のあり方を示さざるを得ないのでないのではないか。家庭的養育環境が何かを明確にする必要があるのでないか。
- ・「できる限り良好な家庭的環境」とは何かという定義をしっかりと書くことで、「できる限り良好な家庭的環境」でない環境を明快に書くことが大事なのではないか。
- ・児童の代替的養護に関する指針の目的にあるように、どういう手続をしながら子どもの一番よい社会的養護を見出していくかが必要ではないか。適切性のある代替的養護の提供を実施する部署をつくる必要がある。
- ・「できる限り良好な家庭的環境」を操作的定義してはどうか。例えば、小規模化、個別化を軸にし、集団は小規模で6名程度の小規模を超えることはなく、集団の構成員は比較的安定したものであって、比較的、継続的な対人関係をベースに養育が當まれること。集団生活ではなく、子ども一人一人のニーズに応じた生活支援が提供されること。子どものニーズに応じた社会資源を活用しながら、安定したグループとしての生活を當むものとすることなど、操作的に定義するほうがよいのではないか。
- ・子どもに望ましい養育は、一定の幅を持ちながら、家庭が正常に機能しているとすればどういうことを整理するのではないか。それを提供できるユニットなどの中身は何かを考えるのでないか。
- ・「家庭における養育環境と同様の養育環境」を明確に定義することが里親または養親候補者の認定にも役立つ。登録された里親を抹消するプロセスも非常に重要。
- ・家庭のあり方ではなくて、家庭養護のあり方として最低限の要件は明確にすることが必要ではないか。良好な家庭的環境は要件をグラデーションで考え、どこに近づけていくのが家庭的養護かの基準を家庭

	<p>養護の要件から考えてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、児童自立支援施設も要件の中に入れながら考えなければいけない。漠とした言い方にまとめていかざるを得ないのでないのではないか。</li> <li>適当な「家庭環境と同様の養育環境」が提供できない状況については、いずれは解消しなければならないことを明確に記載したほうがよいのではないか。</li> </ul> <p>&lt;第9回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適当な「家庭環境と同様の養育環境」が提供できない場合について、「一時的」とする期間を2年とか3年という数字で表すのが適当なのか少し疑問がある。</li> <li>ゼロ歳の子と5歳の子にとっての2年、3年の重みは違う。画一的に「一時的」とする期間を規定することは問題があるのでないか。</li> <li>適当な「家庭と同様の養育環境」が提供できない期間はできるだけ短くというのは基本であり、最大何年という数字は入れたほうがよいのではないか。</li> </ul>
○家庭養護優先	<p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理念としては親のことは考えずに子どものことを考えるのは当然だが、保護者の抵抗感が強く、里親はダメだが施設は良いという場合があり、実務上の手だてを講じないと動かないのではないか。</li> <li>施設入所は短期間が条件で、短期間で親が引き取れなければ里親委託することとし、親が引き取れるよう而在宅支援を行うことを児童相談所側は今後考えていく必要があり、場合によっては28条の申し立てや親権停止する必要があるのでないか。</li> <li>里親委託を拒否する親は心理的な意味合いが強いので、里親という名称をどうするかという議論もある意味があるのでないか。</li> <li>里親委託ガイドラインの原則の中には、保護者が里親に明確に反対している場合（28条措置を除く）に保護者の理解を促すための説明に関する事項があり、里親制度への誤解を解くような説明の仕方が具体的に記述されている。</li> <li>家庭養護を供給していくのかを同時に考える必要がある。</li> <li>説得して同意してもらうことが基本だが、司法関与のあり方において、分離だけではなく、ケアプランの執行などもう少し強い枠組みが入れられるかどうか。</li> </ul>

- ・ できればガイドライン的なものを作る必要があるのではないか。

<第7回>

- ・ 「家庭における養育環境と同様の養育環境」が優先されるということを児童相談所も、社会もある程度認める状況にならないと、実親が里親ではなく施設に預けたいということが続いてしまう。意識の徹底も必要ではないか。
- ・ どのような調査をして、どのように判定していかなければならないのかということが少し明確になることが必要ではないか。

<「できる限り良好な家庭的環境」の定義とそれを利用する場合の条件>

項目	ご意見
○「できる限り良好な家庭的環境」の定義	<p>&lt;第3回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ どのような形態のものが大規模施設として今後縮小していくべきか、また、どのような形態が「できる限り良好な家庭的環境」に当たはまるのか議論する必要がある。</li> <li>・ 本体施設の中で全て小規模グループケア化した施設は、「できる限り良好な家庭的環境」と言えるのか疑問。</li> <li>・ 「近所とのコミュニケーションの取り方を自然に学べる」ということが小規模化の意義と課題の1つなので、地域の中に分散（点在）していることが小規模化として意味があり、それが本来の「良好な家庭的環境」と考える。</li> <li>・ 同じ敷地の中に小さいグループをいくつも作って、それぞれのグループが子どもに個別的な養育をどうできるか努力をしている施設もあり、このような形態も検討の中にいれる必要があるのではないか。</li> <li>・ 既存の家族を前提とした形態が「家庭における養育環境と同様の養育環境」であって、既存の家族を前提としない形態（例えば職員が2人住み込む形態）は「家庭的環境」に整理されるのではないか。</li> <li>・ 小規模グループケアは、小規模個別グループケアとする必要がある。</li> <li>・これまで、児童養護施設について、子ども一人一人を丁寧に育てるための小規模化、それを更に地域化していくという流れを作ってきた。将来的には施設もやがて地域化していくことを前提に議論していく必要があるのではないか。</li> <li>・ 一般の人が名称を聞いたときに、どういうケアをするところかイメージできる名称や基準を考え、そ</li> </ul>

の基準に当てはまる形態を再度分類する必要があるのではないか。

- ・ 繼続性、一貫性、連續性ということを前提に家庭的な養育環境を考える必要がある。

#### <第4回>

- ・ 地域の中に存在するということは非常に重要な視点。
- ・ 「できる限り良好な家庭的環境」は、施設型のファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの分園型。ただし、地域小規模児童養護施設と小規模グループケアの分園型については、子どもの側から見て違いが全く分からないので、これは統一してしまってよいのではないか。
- ・ 個別化ができないといけない。そのための単位の生活を提供しなければいけない。規則や行事などで縛っているような施設養護では、子どもの家庭の中で起きてきた問題を解決するためには機能しない。施設養護の支援の中身を十分精査していかなければならない。

#### <第5回>

- ・ ざくっとした表現で機能論的にまとめたほうがいいのではないか。子ども一人一人の発達を保障する機能としての良好な家庭的環境とは何かということを整理したほうがいいのではないか。
- ・ 生活の柔軟性が機能としてあることは必要。子どものニーズや今まで育ってきた生活状況や環境とマッチした生活を提供することが家庭と同様、もしくは家庭的環境ということになるのではないか。
- ・ 施設がソーシャルワーク機能を有していることが重要。
- ・ 大倉制などの施設でもいらないのではないか。地域の中で子どもたちに必要なケアを提供する場合に、ある一時期は地域等 100%オープンでないという場合もあり得るのではないか。最大6人という規模を考える中でも、養育者が複数となってもできるだけ一貫した養育がなされると同時に、柔軟な養育など家庭の持つ機能はできるだけ有することを原則と考えてはどうか。

#### <第7回>

- ・ 環境の要素のうち、人の要素と、それ以外の要素と分けて考えるべきではないか。関係性の部分は非常に重要。

○地域に存在していること	<p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域社会に存在するという要件を入れてはどうか。</li> <li>・ 行動化が激しい場合、地域の中に本当にオープンに組み込めるのかということもあり、ニーズによって考えていくことが適当ではないか。</li> <li>・ どこにあつたら地域社会でどこにあつたら地域社会ではないのか。</li> <li>・ 情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設はたいてい非常に遠いところにある。どこまでだったら家庭的環境なのかを社会的養護施設として認めるのかを明確にしたほうがいいのではないか。</li> <li>・ 小舎制といつてもその規模の理解はばらばらなのではないか。</li> <li>・ 児童自立支援施設は、地域社会から一定の隔離できることも利点なのではないか。</li> <li>・ 情緒障害児短期治療施設は、院内学級が活用できる利点がある。地域に開かれると同時に、必要に応じて子どもが施設の中で教育を完結できる特徴を施設として位置づけることは可能ではないか。</li> </ul>
○規模に関すること	<p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小舎夫婦制は、「できる限り良好な家庭的環境」に位置づけるべきで、子どものニーズにマッチした一つの形態ではないか。</li> <li>・ 医療的モデルは、情緒障害児短期治療施設が子どもの福祉施設であるのになじまない。生活支援をベースで考えると小規模化が必要。児童養護施設等の社会的養護の施設の中で心理士が豊富にいて、心理療法を子どもに提供できるの施設として位置づければいいのではないか。</li> <li>・ 情緒障害児短期治療施設の一つのユニットは6人や8人が限界ではないか。6人や8人のユニットがばらばらにあると大変であり、職員のバックアップも難しい。院内学級を考えると、6人や8人のユニットが固まった施設ということは十分あり得るのではないか。児童自立支援施設も基本は6人ぐらいが限界ではないか。地域社会にはばらばらにあると收拾がつかないので、固まったところで院内学級があって、お互いにバックアップしていくという体制が妥当ではないか。</li> <li>・ 児童自立支援施設はどちらかというと行動化の激しい子どもが境界線の中に守られている。情緒障害児短期治療施設は性虐待の被害の子どもも結構おり、社会に出ることの不安さもあるので、そういう意味で地域の中に必ずしも全部が開かれている必要はなく、子どものニーズに合わせて、閉じられた中に一時的にいて回復するということもある。ただし、基本的に生活単位は小さくしていくべき。</li> <li>・ 生活単位を6人、8人にして、そのユニットが8つも10もある情緒障害児短期治療施設はものすごく</li> </ul>

運営が大変ではないか。せいぜい6人、8人のユニットが集まって、3～4カ所や5カ所。施設全体の規模が大きくなると、ユニットは別々であっても、1カ所に集まると、いろんな問題行動が発生していくことを考えると、施設全体の規模は小さいサイズがよいのではないか。

- ・ できる限り家庭に近いとなったら考えると、6人の子どもがいる家庭はほとんどないが、今までのことを考えると6人ぐらいではないか。
- ・ 6人以下と明示は必要ではないか。
- ・ 情緒障害児短期治療施設は、30人が限界ではないか。
- ・ 情緒障害児短期治療施設は、30人、20人台のほうが望ましいのではないか。
- ・ 何人かということは、最初に完全に決めてしまわないで、ある程度何人かとしつつ、本当に決めるのは1回やってみて、効果を見ながら決めていく方がよいのではないか
- ・ 治療的な効果を考えると、情緒障害児短期治療施設のニーズも地域によって、医療機関の有無で全然違う子どもが入所しており、ある程度、幅も必要ではないか。
- ・ 最適な職員数を置くことによって6人の規模が可能になっていくのではないか。
- ・ 最大6人としたほうがよいのではないか。
- ・ 制度上6人と決めてしまうよりも、原則としたほうがよいのではないか。ある程度、子どもの最善の利益を考慮しながらも柔軟な対応が可能とした方がよいのではないか。
- ・ 原則6人として、それ以上でもできることにしてしまうと、全体として7人、8人を入れる状況になってしまいは適当でないのではないか。
- ・ 小規模化すると社会的養護全体のキャパが小さくなる。この小規模化によって、必要としている子どもを今度はどうケアしていくのか、議論をする必要がある。

#### <第7回>

- ・ 大規模施設を排除するということではなく、小規模以外の集団養育は適切ではなく、小規模化をするべきといった方がよいのではないか。
- ・ 一人での勤務の時間が短いほど職員の共感や満足は上がり、達成感は高くなる。人の配置の問題を考えないで、今の配置基準のままで小規模化すると問題が生じるのではないか。

○支援の継続性	<p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童自立支援施設については、養育者は複数となってもそのケアの在り方は一貫している場合は、交代制であっても小舎でこの機能要件を満たせば家庭的と考えてよいのではないか。</li> <li>特定の養育者と言うのであれば、その養育者が資格を持っていて、労働基準法から外すぐらいのことを考えていくべき。</li> <li>一貫性や継続性をどう担保するかが極めて重要。できるだけ良好な家庭的環境に近づけることについて、条件整備をしていくことが大事。</li> </ul>
○個別化	<p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの個別のニーズに個々に応じるケアという、個別化を前面に出したほうがよい。</li> <li>個別化をどれだけ担保できるか。24時間、子どもと一緒に暮らす人が存在することの意味をどう考えるか。1人で常に6人見なければいけない状況は個別化どころではない。ケアの連続性を担保できるプログラムを持って、なおかつ適切な人が配置されている状況が必要ではないか。</li> </ul> <p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丁寧なケアを通して自尊心の形成を図る場所。個別化、丁寧なケア、自尊心の形成というようなことをどこかで記載すべきではないか。</li> <li>もっと積極的に個別のニーズに対応していくことや、子どもの逆境体験からの回復につながるような丁寧なケアを提供するということが必要なのではないか。</li> </ul>

#### <施設の機能について>

項目	ご意見
○治療型施設	<p>&lt;第4回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大人数の施設は、治療を目的としたような形態とするのがよいのではないか。情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設は、もともと治療型という形態で考えられているので、治療型施設として、できるだけ一時期の治療のために入所し、できるだけ家庭または家庭的なところに戻せるようにした方がよいのではないか。乳児院と児童養護施設に関しては、ユニット型を含む本体施設とし、本体施設は治療</li> </ul>

	<p>型施設にできるだけ移行することも念頭に考えるのがよいのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治療的な施設は通所できるようにし、里親が利用する形態も含めて、在宅サービスを底上げするべき。</li> </ul>
--	---

### <里親委託について>

項目	ご意見
○長期間の里親委託	<p>&lt;第4回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現実には長期里親が養子縁組の代替的な機能を果たしているという側面もある。</li> </ul> <p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 40歳を超えてからの養子縁組の希望者が多く、不妊治療等が進んだことで、結果として子どもが20歳になったときに養親さんが60歳を超えている、あるいは70歳に近くなるということになる。それがマッチングとしてふさわしいかどうか考える必要があるのではないか。</li> </ul>
○里親支援	<p>&lt;第4回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里親支援の形態としては、児童相談所に専門家チームとして経験の長い職員を抱えながらやっていく形態。フォースタリング・エージェンシーのような民間機関が包括的なチームを作つて実施する形態。児童相談所に1人か2人の職員を置き、里親支援専門相談員などの施設職員と役割分担しながら事業展開する形態が考えられる。</li> </ul> <p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里子の支援の仕組みが必要。里子を心理療法などで介入する仕組みがない。心理職の専門性の向上も必要。</li> </ul>
○里親委託の推進	<p>&lt;第4回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3年を超えると家庭復帰になる子どもががたんと減っていく。3年を超えると、あとは18歳まで入所してしまう。児童養護施設で長期入所している子どもで里親委託に措置変更になる子どもというのは非常に少ない。特に乳児院から継続している子どもに、より適切な良好な里親養育に移行したいと考える</li> </ul>

	<p>がなかなか進んでいないという現状がある。</p> <p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正児童福祉法第43条の3にあるように、施設自身が子どもを里親に出すことについて努力することについても議論するべきではないか。</li> </ul>
○チーム養育	<p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>チーム養育という観点では施設養育のほうが、主たる養育者に対していろいろな専門職が身近にいるという点で優れている。里親養育においても同じようなチーム養育が必要であり、そのためにはフォースタリングエージェンシーのようなものが必要ではないか。</li> <li>里親養育においてもチーム養育が必要ではないか。養育者個人、里親個人の判断だけで養育方針を決めたり、社会資源を開拓するのではなく、養育チームの一人としてアセスメントに基づいたスーパーバイズ、心理職からの助言を受け、実親との関係性の支援もチーム養育の中で受け、または社会資源のコーディネートを受けるということが里親養育が順調にいくためには欠かせないのではないか。</li> <li>チーム養育が成り立つ要件としては、養育里親自身の帰属感、帰属先の組織の明確な理念、一定の経験に基づいた専門性、一貫性、継続性といったことが必要。</li> <li>養育里親が帰属感を持つためには、登録される前段階から、その組織に対して説明会、研修、アセスメント調査を受け、その後、登録され、登録後のマッチング支援をずっと受けていくことが必要ではないか。登録前からのリクルート、トレーニング、その後の一貫した組織からの支援を受けることによって帰属感を持ちやすくなるのではないか。</li> <li>養育里親が孤立せずに、的確に家庭養育を満たすためには養育チームが必要というのは大前提であるのではないか。</li> <li>里親養育チームの形態としては、児童相談所の里親専従係が里親チームとなる形態、児童相談所の1人か2人の担当者と里親支援専門相談員などの混合チームで里親を支援する形態、この両方の長所をあわせ持つフォースタリングエージェンシーという形態が考えられる。包括的なリクルートやトレーニングから支援までを一貫して連続的に行うことで里親は帰属感を感じることが可能となり、スーパーバイザーの専門性と経験を持った多数の職員を長期間継続的に確保するという両方の長所を持つことが可能になるのではないか。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一組織による一貫したサポートとトレーニングの提供は、児童相談所の専従チームもやっているが、担当者がかわってしまうというところで継続性が保たれないのではないか。</li> <li>・ 市町村を含めたチーム養育ということを考えると、複層的なチーム養育のあり方も考えていいのではないか。</li> <li>・ アセスメントや援助計画の作成に、生みの親や里親を含めて意思決定に参画させるという視点も必要ではないか。</li> <li>・ 里親に委託されている子どもは要保護児童であり、要保護児童対策地域協議のネットワークにきちんと加えて包括的に子どもの見守り支援をすることは継続的な支援にも繋がるのではないか。</li> <li>・ 里親家庭の子どもが通所する施設や通所機能も必要ということを考えると、地域の社会資源や専門的な社会資源の確保も同時に必要になるのではないか。そのような社会資源を十分準備していくということは児童相談所、都道府県、市町村の責任でもあり、このような社会資源がうまく使えるようなコーディネーションがチーム養育の機能の一つではないか。</li> <li>・ きちんと養育チームという形で里親を位置づけ、制度を形成してそれを運用してはどうか。ノウハウがある乳児院が主に担うことになるにしても、ほかのところもノウハウがあるところはあり得るということで実績をつくっていかないと、広がらないのではないか。リクルート、トレーニング、その後の支援ということが一連になっているというところをきちんと担保できるようなガイドラインをつくるべきではないか。</li> </ul>
○フォースタリングエージェンシー	<p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5年、10年の長いスパンで安定的に継続的に運営できるようにすることを考えると、事業ではなくて、一つの機関であるという位置づけが必要であり、措置費による運営が必要ではないか。</li> <li>・ フォースタリングエージェンシーについて、ある程度の成果に基づいた運営費の支払いという設定にしていくことが、より質の高い運営に繋がるのではないか。その成果は単なる委託児童数や養育里親家庭数ではなく、質的な成果も含めた予算の支払いとする必要ではないか。</li> <li>・ 既存の社会福祉法人、乳児院、児童養護施設などの既存の法人や新規のNPOが積極的に取り組めるような運営費の仕組みが重要ではないか。</li> <li>・ リクルート担当者として営業職の方がリクルートを行い、アセスメントワーカーは家庭訪問をして里親の強味、弱味をしっかりアセスメントしていく。スーパーバイジングソーシャルワーカーとして、里</li> </ul>

親に専門性と経験を持って的確なアドバイスができる、一緒に寄り添える方が必要ではないか。

- ・ 県に1カ所だけでなく、複数のフォースターリングエージェンシーがあって、お互いにその成果を競い合い、里親養育のクオリティを競い合いながらある程度の競争原理が働くということが重要ではないか。
- ・ 児童相談所のソーシャルワーカーが基本的にしっかりマネジメントしていくということは、より一層必要ではないか。
- ・ 児童相談所の児童福祉司の配置基準について、本来は社会的養護に措置されている子どもの人数にも合わせた児童福祉司の配置数というのが必要ではないか。児童相談所のソーシャルワーカーが入り口だけではなくて出口の部分も責任を担っていくという観点で児童相談所の中に措置部門をしっかり築き、児童福祉司の必要な配置数を置いていくことが重要ではないか。
- ・ 里親にいった場合のメリットやうまくいかないこともあるかもしれないという話を、措置を決める前に子どもときちんと話し合って、そういうことが起こったときにどうしたらいいのかということを子どもが思い浮かべることができるような環境づくりをしっかりつくる必要があるのではないか。
- ・ 児童相談所としてのマネジメント機能は残っていくので、十分なケースワーカーを配置していくことが重要。
- ・ 里親も施設養護も含めて全体の中の一つと捉えると、実親のもとに返すという目標があるということを含めて考える必要がある。児童相談所とフォースターリングエージェンシーが混じり込むという構造が適切なのか。相関的な機能の役割を明確に考えていかないと危ないのでないか。
- ・ 実親と子どもとの関係性の支援も含めたフォースターリングエージェンシーと児童相談所との関係をどうつくっていくのかは、重要なポイントではないか。
- ・ 主として民間でフォースターリングエージェンシーがやる場合に、どのようにやっているのかを含めて、措置した児童相談所がきちんとモニタリングし、責任を持つということが重要ではないか。
- ・ フォースターリングエージェンシーはリクルート、説明会、トレーニング、アセスメント、調査を行って家庭訪問し、実親やいろいろな人に会って調査報告をまとめ、それを児童福祉審議会にかけるまではフォースターリングエージェンシーの仕事で、その養育里親を児童福祉審議会が審議するイメージ。
- ・ フォースターリングエージェンシーに措置費を払って、そのエージェンシーが里親に委託費を払うという方法も考えてはどうか。
- ・ 一気にここでイエスかノーかという議論をするのではなく、もう少し緩やかに里親養育の支援について考えたほうが。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アイデアとしてはそういうゴールがあり得るが、共有化するには不安がある。</li> <li>・ 一気に変えることは無理なので、乳児院などのそれなりの専門性や組織的にしっかりしたところがこの事業をやることを考えてはどうか。</li> <li>・ フォースタリングエージェンシーで経験を積みながら専門性が高くなっていく職員が長く働くためには、一定のコストは支払わなければ、なかなか長く続かないというのが現状であり、十分なコストを支払っていく必要があるのではないか。</li> <li>・ 包括的里親養育事業に関して、ガイドライン的なもので、運営はこういうふうにしたらどうかというものを提案してはどうか。</li> <li>・ 出口のところをどうするかというのはエージェンシーに投げるという話ではないのではないか。</li> <li>・ 解除後の子どものアフターケアや自立支援は児童相談所の自治体の責任。解除前後の里親の懸念や、解除された後のロスというのは、児童相談所もかかわりつつ、エージェンシーとしても里親に対するメンタルケアも行うイメージではないか。</li> <li>・ 子どもの側から見たときに、誰がキーパーソンなのかはとても大事。子どもが指名するということもあり得るので、ある程度幅があつていいのではないか。</li> <li>・ 間接的にその子どもとの永続的な関係を保障していく立場のソーシャルワーカーが必要ではないか。</li> </ul>
○児童福祉施設の里親支援	<p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉施設が、家庭における養育環境と同様の養育環境を新しくつくっていき、里親支援事業に乗り出していくような転換の形もあり得るのではないか。</li> <li>・ イメージとしては乳児院がフォースタリングエージェンシーの事業をやっていって、規模を縮小していくながら一時保護と、レスパイト的受入にだんだん縮小していき、主たる業務がこの事業になっていくというような絵を考えてはどうか。</li> <li>・ 乳児院の機能としては一時保護機能もあるので、例えば児童家庭支援センターの機能も一緒に入れていくということも考えていいのではないか。</li> <li>・ 現実問題としては、子どもの入所に対する依頼が多くなっている状況をきちんと押さえるべき。</li> </ul>

○里親委託率	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>養子縁組里親の運用については、自治体ごとに違っているため、里親の種類別の数や里親委託率について統計上の数字と実態上でそごがあるのでないか。</li> </ul>
--------	--

#### <養子縁組の促進について>

項目	ご意見
○養子縁組家庭への経済的支援	<p>&lt;第4回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所を通して縁組をするケースに関して、養育費の補助等を含めて縁組促進に向けた何らかの施策が必要ではないか。</li> </ul> <p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済的な何らかの支援をつくるとすれば、生活保護のワーカーのように、やりとりの中から継続的なコンタクトができる可能性はあるのではないか。</li> </ul> <p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童を対象とした養子縁組を児童福祉法に位置づけ、都道府県の行う業務として養子縁組あっせんを規定し、児童相談所や民間あっせん機関が養子縁組あっせんを行う場合に成立までの間、「養子縁組前委託」として事業費を支払い、縁組後の「縁組手当」を創設することは考えられないか。</li> </ul>
○養子縁組の利用促進	<p>&lt;第4回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所側にパーマネンシーに対する意識がまだ十分浸透していない。</li> </ul> <p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「養子縁組推進方法の提示」が必要ではないか。</li> </ul> <p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別養子縁組も含めて、養子縁組を社会化していくという今回の児童福祉法改正の大きな流れをきち</li> </ul>

	んと議論する必要があるのではないか。
○養子縁組家庭の支援	<p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般家庭においても養護問題が起こるという要素をある程度組み込まないと、継続的支援という形だけでは養親は自分たちはあまり信頼されていないと感じる可能性があることも念頭におくべきではないか。</li> <li>・ 養子縁組家庭の自立性をどう考えるか。</li> <li>・ SOS を出すようにという教育は最初のときに必要ではないか。</li> </ul> <p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養子縁組後、その子どもが本当に順調に生活できているのか、3年またはその後もちゃんと見届けるというのが大事なことではないか。</li> </ul>
○養子縁組あっせん機関が行う養育の支援	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間あっせん機関が行う養育について、一時保護委託や市町村と連携したショートステイの活用などを考えられないか。</li> <li>・ 生みの親の中立的な意思決定を保障することを考えれば、妊娠相談機能や子どもを養育する機能、生みの親を保護する機能などは、基本的に他機関との連携により保障することを原則とすべきではないか。</li> </ul>
○生みの親に対する支援	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養親と生みの親の関係のあり方も含めて検討することも、縁組後の支援として考えていかなければならないのではないか。</li> </ul>

<ポピュレーションアプローチ>

項目	ご意見
○妊娠期からの支援	<p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊産婦や胎児期の子どもの福祉の充実・強化は検討すべき重要な課題。発生予防の観点から、身体的健康の側面だけでなく、メンタルヘルスや生育環境について母子健康手帳に掲載し、アセスメントの結果、必要な家庭を支援するようにしてはどうか。</li> <li>・ 母子健康手帳の内容をデータベース化し、将来的には母子だけでなく、養育者である父親を含めた親子、家族全体のヘルスチェックができ、必要な支援ができるよう母子保健法を改正し、子ども家庭保健法（仮称）などの法律を制定していく必要があるのではないか。</li> <li>・ 特定妊婦など虐待のハイリスクなケースに対しては、ソーシャルワークによる十分なケアが必要。妊娠の届け出がない妊婦は把握と支援が困難。できるだけ相談や支援につなげるための施策が必要。例えば子育て世代包括支援センターなどで、相談体制を整備し、保健と福祉の専門家による、同行支援などのソーシャルワークを実施してはどうか。個人情報が保護されたメールなどによる妊娠相談など思いがけない妊娠をした方から相談しやすい状況をつくるべきではないか。乳児家庭全戸訪問事業などについては妊婦や胎児まで拡充できないか。経済的理由での未受診者などなかなか届け出ができない貧困な妊婦に対し、妊娠検査や健診助成事業などの助成を考えてはどうか。</li> <li>・ 若年で妊娠した特定妊婦の児童が、出産後家庭での生活が困難な場合に、家庭と同様の生育環境として里親やファミリーホームで出産を支援し、産まれた乳児と児童である母親が一緒に生活しながら母子の成長・発達や自立支援を行うことができる新たな体制整備をすべきではないか。</li> <li>・ 産前産後だけでなく母親の自立まで支援する事業や母子生活支援施設で母親の出産・育児支援・自立支援を行うとともに、子どもの成長・発達及び自立支援を行う体制整備をすべきではないか。</li> <li>・ 出産後、親子が一緒にケアを受ける環境をつくり、親の養育をアセスメントする機能が必要。里親制度、母子生活支援施設よりも小規模な母子ホーム、NPO、乳児院を活用してはどうか。措置と契約の両方の制度が必要ではないか。対象について母子だけではなく、父子や両親と子どもということも考えられるのではないか。</li> <li>・ 産後の親子ケアを行っても、自立した生活ができない場合もある。長期的に利用可能な親子ホームにより親子分離も防ぐことができるのではないか。精神的なハンデのある方については、中長期的な母子ホームを考えてもよいのではないか。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養育は基本的に適切な生育環境を提供することであり、常に子どもの生育環境という視点で考えることを明確にする必要があるのではないか。</li> <li>・ 自宅で出産となる社会的につながりを持ちにくい状況にある人への支援が必要ではないか。</li> <li>・ 特定妊婦の把握については、市町村の専門性の強化と学校との連携が重要。</li> <li>・ 特定妊婦に対する相談は、少なくとも都道府県単位の支援の仕組みが必要。</li> <li>・ 非常に限られた範囲でのみ名前を明らかにして、そのプロセスでは内密性を保ち、安全性も確保しながら、出産できるようにすることも考える必要があるのではないか。</li> <li>・ 住機能と支援機能を分けて考えることも必要ではないか。貸し部屋のような形態からきめ細かな支援を行う形態まで、住機能を保証しつつ、支援機能をグラデーションで考える施策づくりが必要ではないか。中立的な意思決定を支えることができるよう、養子縁組と妊娠相談を連続で捉えず、中立的な意思決定を支える妊娠相談の機関とあっせん機関との連携も考えてはどうか。</li> <li>・ 児童家庭支援センターについて、いくつかの機能類型を設けることで、母子保健等に特化した児童家庭支援センターを医療機関併設型で実施する方法も考えられるのではないか。</li> <li>・ 産前産後母子ホームは、新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会で設置すべきと提言された。社会的養護の観点から、特定妊婦に対する積極的な支援が必要ではないか。</li> <li>・ 母子生活支援施設は、児童福祉法なので、子どもが生まれてからは利用できるが、妊婦も本来の利用者の中に位置づけていくことを考えるべきではないか。</li> </ul>
○包括的な支援(他施策との連携)	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠期から高齢、終末期の全住民、家庭を対象にした包括支援システムの検討が必要ではないか。これからは世帯や家族を単位にした多機関で連携した総合的なチームによる包括ケア・支援システムが必要ではないか。その家族に対して、継続的な包括的なソーシャルワークを展開することが重要ではないか。</li> <li>・ 相談支援の対象の家庭が複合的な課題を抱えている場合に、対象者、分野別の対応では十分とは言えず、さらに深刻化する場合もある。こうした課題に対応するためには、的確なアセスメントに基づき、さまざまな相談支援施策やサービスを早期に一体的、総合的かつ個別的に継続して提供することが重要ではないか。</li> <li>・ 勤労青少年ホームなどを活用して、相談機能、生活支援機能、就労支援機能、レクリエーション機能、</li> </ul>

	一時保護や短期宿泊機能をもった、総合的な青少年の自立を支援する青少年自立支援センター（仮称）を都道府県に数カ所設置することはできないか。それによって、里親、施設を退所した年長児童など、個々の青少年の状況に応じた支援を展開することが可能になるのではないか。
--	---

<在宅支援について>

項目	ご意見
○施設から家庭への移行	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの施設入所が長期にならないことや、長期になっている子どもの家庭移行への支援計画が必要ではないか。</li> </ul>
○在宅支援サービス	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅支援サービスという場合に、里子や養子への支援も含まれることを、しっかり考えておく必要がある。</li> </ul> <p>&lt;第9回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者を支援して子どもの養育を保護者に委ねるという子育て支援から、保護者の回復を待たずに子どもへの直接的なニーズに応じた支援を提供するという考え方も必要ではないか。</li> <li>・ 要支援を5段階に分けて1番、2番は母子保健が対応、3番目は要対協が対応、4番目、5番目は児童相談所が中心となって対応するケースと考えると、子育て支援事業の中でケアできる範囲と児童福祉の中で対応する範囲を分けて考えることができる。</li> <li>・ 在宅ケアも要保護性によって、要保護児童は児童相談所も関与しながら、しっかりとケアプランを作り、行政処分の措置として進めて行き、要保護性の低い部分は契約で一定の負担も求めることが考えられる。ある程度支援の必要性をランク付けしながらサービスの中身や契約の中身も決めていけるような統一的なものを考えていくとよいのではないか。</li> <li>・ 要支援の段階に応じて、補完的な機能として何かあったときに少し子どもを預かってくれるような事業などを在宅支援のシステムとして考えていくのがよいのではないか。</li> <li>・ 子どもを分離しないで家族と同居したままで実施する支援について、枠組みやメニューなどを整理し</li> </ul>

	<p>いくのが良いのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>きちんと子どもに直接かかわるソーシャルワークやそれが機能するようなケアプランと組織があることが重要ではないか。</li> </ul>
○通所サービスについて	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通所も利用するサービスによって、無料のものと経済的な負担が発生するものがあることについてどのように考えるか。</li> <li>サービスが遠方で使いにくいということがあり、負担金以上に交通費がかかる場合があるがどう考えるか。</li> <li>様々な実施主体が通所機能を提供できるようになるとよいのではないか。優れたプログラムを持った機関に公費が入って、必要な子ども又は親子に対して、または里親子、養子や養親に対してプログラムが提供できる必要があるのではないか。</li> <li>通所措置は、実施主体をふやしていく方向性もあるのではないか。様々なプログラムを全国どこの都道府県でも使える仕組みを考えられないか。</li> </ul>
○ショートステイについて	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ショートステイについて、乳児院の定員の中に入れるのか、別に設定するのか。</li> <li>ショートステイ里親のような活用の仕方もあるのではないか。</li> </ul>
○親子での入所について	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>親子関係にケアが提供できるような制度や、各児童養護施設等にある親子訓練室を活用できないか。</li> </ul>
○在宅措置について	<p>&lt;第9回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅措置を指導委託という形で実施するのであれば、指導委託そのものの中身をえていかないといけないのではないか。</li> <li>どういうケースで児福法第27条第1項第2号措置を使うのか議論や通知なりで明確化していくことが必要ではないか。</li> <li>市町村が一時保護機能をもつことで、都道府県に行くケースを予防できるよう、市町村を主体とした</li> </ul>

	支援体制を考えることも 1 つの考え方ではないか。
○二つの措置について	<p>&lt;第9回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設入所や里親委託となった子どもについて、措置される前に 2 号措置によって受けることができた支援が引き続き受けられるような仕組みも必要ではないか。</li> </ul>
○その他	<p>&lt;第9回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>依存期を奪われた子どもへの支援体制を考えていく必要があるのではないか。</li> </ul>

#### ＜児童家庭支援センターについて＞

項目	ご意見
○児童家庭支援センターの在り方	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県やそれぞれの児童家庭支援センターによって考え方、方針が異なる。今後、児童家庭支援センターが何を目指していくのかを十分議論していく必要があるのではないか。</li> <li>補助金について、相談の実態（質と量）に合わせた基準額とすることで、様々な主体が参入できるのではないか。</li> </ul> <p>&lt;第9回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童養護施設と附置している場合が多くを占めているので、施設の機能と連動した形での位置付けが考えられるのではないか。</li> <li>地域社会の身近なところで、子育て支援機能を活かしていくことも考えられる。</li> <li>夕方から夜間、土曜、日曜、祝日に相談を受けるというニーズに対応する役割も考えられる。</li> <li>質の高いサービスに対して、予算が増える仕組みとすべき。</li> <li>施設長を置いて、独立型でもしっかりと運営できる仕組みとしてはどうか。</li> <li>拠点事業との棲み分けはあるが、都道府県ではなく、市町村における社会的養護を充実させるため、基礎自治体中心の仕組みに変えていくということも 1 つの考え方ではないか。</li> <li>24 時間体制と一時保護機能を含めた宿泊機能を担っていくという形態の児童家庭支援センターの運営</li> </ul>

は非常に利用価値があるのではないか。

- ・ 施設に入所のリスクを抱えている子どもについて、児童家庭支援センターによる指導委託措置により支援し、その後も児童家庭支援センターが継続して見守りをする役割を担ってはどうか。
- ・ 子どもの支援の一貫性や継続性を考えると、キーパーソンとして、児童家庭支援センターが施設を退所した子どものフォローアップをし、何かあったときに施設に戻って来られるような仕組みがあつてもよいのではないか。
- ・ 施設附置型の児童家庭支援センターはなくしていくべきではないか。
- ・ 家庭養護を優先させる中で、施設の役割を転換して新しい社会的養育のケアの提供者となっていくときに、児童家庭支援センターを活用できるのではないか。
- ・ 市町村の拠点事業の一部を担っていく場合や、施設のソーシャルワーク機能の強化の一環を担う場合など、地域の実情によって果たしていく役割は違っていくのではないか。
- ・ 児童家庭支援センターにも第三者評価の仕組みをいれてはどうか。
- ・ 児童家庭支援センターが通所措置を行える仕組みを考えてはどうか。
- ・ 課題と将来像にある児童養護施設と乳児院への児童家庭支援センターの標準装備という考え方はなくてもよいのではないか。
- ・ 地域に必要なものについて、多様性をもつて提供できる場として、児童家庭支援センターがあつてもよいのではないか。
- ・ 附置型から独立型に移行することも可能になるように、独立型でも財政的に成り立つように補助をするべき。
- ・ 医療費のようなサービスによって異なる報酬とする仕組みも考えられる。
- ・ 児童家庭支援センターが市町村から事業を受託して、家事型のヘルパーを派遣することも考えられる。
- ・ 施設を退所した子どもについて、市町村だけでフォローアップすることは難しいので、児童家庭支援センターを活用できないか。
- ・ 児童家庭支援センターは、比較的ハイリスクの子どもについて、指導委託を中心としてケアが行える機関として活用することが考えられる。
- ・ 都道府県計画について、在宅支援も含めた児童家庭支援センターの機能について、都道府県における位置付けも含めた計画とすべきではないか。

<一時保護所について>

項目	ご意見
○一時保護所の養育環境	<p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本は小規模化で、特殊な子どものニードによっては小規模化ユニットが集まった地域社会からちょっと離れた環境もありうるという考え方の一時保護にも当てはまるのではないか。一時保護の子どもの中には家庭と同様の養育環境でいい子どもいれば、グループホームでいい子どももいる。中には地域社会から離れた方がよい子どもいる。子どものニードに応じた一時保護環境を考える必要があるのではないか。一時保護所が必要な子どもについても基本は小規模化ではないか。</li> <li>・ 緊急一時保護の乳幼児は里親と考えた方がよいのではないか。</li> <li>・ 子どものニードに応じて身柄つきで来る学齢児などは、情緒障害児短期治療施設と同じぐらいの配置基準のある小規模一時保護所のようなものが必要ではないか。都市部の一時保護所は混在しており、大人数での一時保護の形態はやめていくべきではないか。</li> <li>・ 一時保護所で2ヶ月や3ヶ月生活すること自体が大変なので、もっと短くして、一時保護委託をもっと増やしていく必要があるのではないか。</li> </ul>

<リービングケアについて>

項目	ご意見
○自立のための支援のあり方	<p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的養護の子どものためのゲートキーパーを配置し、次のステップをどうしたらよいか、その都度、考えていく仕組みを作る必要があるのではないか。</li> <li>・ 施設や里親で不調になった10代後半の子どもの措置先について、住居の確保だけでなく、訪問型のケアを行う必要があるのではないか。集団生活が難しい高齢児童のためのケアつきひとり暮らしの形態を考えてはどうか。子どものニーズに合わせて様々なグラデーションのあるケアを準備できるとよいのではないか。</li> </ul>

<その他全般的な意見>

項目	ご意見
○その他全般的な意見	<p>&lt;第3回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①どのようにして社会的養護の必要性をなくしていくか、②本当に代替養護が必要な子どもに対してどのように適切な対応をしていくのか、これらを議論することが必要ではないか。これらをベースにしながら社会的養育の仕組みを考える必要があるのではないか。</li> </ul> <p>&lt;第4回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一次予防、二次予防、三次予防というような全体のシステムとして考えるという捉え方をしないと、形だけでは決め切れない。子どもたちの帰属意識を育てられるかを同時にやっていく必要がある。</li> <li>・ 実際は里親だけではやっていけないケースが出てくる。それをどのように壊れないようにし、つなぎとめていくかに大きな課題がある。これについては、施設機能もあわせて考えていくべき。</li> <li>・ 居住場所が全てを決するわけではなく、居住場所が危うい場合には強力にバックアップするということを当然やるべき。</li> <li>・ 制度の本体のベースラインをきっちりし、そこでは手に負えなくなってしまう子どもたちに対してはどういう手だてを考えるのかという構造にした方がよいのではないか。</li> </ul>